

大町市放課後児童クラブ入所申請書における「委員意見」の説明について

- ①入所を希望する場合は、今年度から民生児童委員の意見を貰う代わりに、下記のとおり保護者及び同居する65歳未満のご家族分の各種証明書（保育を必要とする理由がわかるもの）を添付することも可能としました。

◇入所申請書に添付する各種証明書類（入所を必要とする理由がわかるものの例）

区分	証明の内容
会社員、パート等の方	就労証明書（別紙「証明書兼調査書」）または源泉徴収票の写し。（4月以降も継続して勤務する場合に限る。）
農業の方	確定申告書の写し（源泉徴収票の写しでも可）または民生児童委員の証明。 ※確定申告書に農業専従者である等、農業に従事している証明が必要です。
自営業の方	確定申告書の写し（源泉徴収票の写しでも可）または民生児童委員の証明。

- ②児童クラブ入所申請書の委員意見の欄には、地区担当の民生児童委員または主任児童委員さんに、「児童クラブへの入所が必要である」ことを十分にお伝えし、記入していただいでください。

①と②どちらか一方が必要となります。